

# 17-1

## 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
  - (3) 応援を求める期間及び場所
  - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。
- 3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

- 2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

(経費の負担等)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県知事	中村 時広
松山市長	野志 克仁
今治市長	菅 良二
宇和島市長	石橋 寛久
八幡浜市長	大城 一郎
新居浜市長	石川 勝行
西条市長	青野 勝
大洲市長	清水 裕
伊予市長	武智 邦典
四国中央市長	篠原 実
西予市長	三好 幹二
東温市長	高須賀 功
上島町長	上村 俊之
久万高原町長	高野 宗城
松前町長	岡本 靖
砥部町長	佐川 秀紀
内子町長	稲本 隆壽
伊方町長	山下 和彦
松野町長	阪本 壽明
鬼北町長	甲岡 秀文
愛南町長	清水 雅文

## 別 紙

### 応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

#### 1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

#### 2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難いときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定  
に基づく運用マニュアル

平成28年8月

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

## 第2章 応援要請等の手続

- (1) 被災市町の所属するブロック内の市町が、県を通して応援する場合 . . . . . 2
- (2) 被災市町の所属するブロック以外の市町が、県を通して応援する場合 . . . . 4
- (3) 被災市町を所管する地方局等が被災し、調整が行うことができない場合 . . . 7
- (4) 被災市町からの要請を待たず、県が調整を行い、応援する場合 . . . . . 9
- (5) 被災市町が県を通さず、他の市町に応援要請し、市町が直接応援する場合 11
- (6) 被災市町からの応援要請を待たず、市町が直接応援する場合 . . . . . 13

### 【様式】

- (様式1号) 応援要請書 . . . . . 15
- 応援要請(計画)内訳書 . . . . . 16
- (様式2号) 応援通知書 . . . . . 19
- (様式3号) 応援要請報告書 . . . . . 20
- (様式4号) 応援実施通知書 . . . . . 21
- (様式5号) 応援調整書 . . . . . 22
- (様式6号) 応援調整回答書 . . . . . 23
- (様式7号) 応援実施要請書 . . . . . 24
- (様式8号) 応援活動報告書 . . . . . 25
- (様式9号) 応援経費請求書 . . . . . 26

### 【別記】

- 別記様式 応援要請連絡窓口一覧表 . . . . . 27

### 【資料】

- 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定 . . . . . 30
- 愛媛県災害時情報収集職員派遣要領 . . . . . 33

## 第1章 基本的な考え方

- (1) 災害等が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では、十分な応急措置等が実施できない場合、市町相互の応援措置等を迅速かつ的確に実施するため、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」に基づき、被災市町の応援要請手続方法や手続きに関する様式等を記載したマニュアルを定める。
- (2) 本マニュアルは、合同訓練等を通じた検証や県、市町などの防災関係機関との協議等の結果を踏まえ、随時見直しを行う。
- (3) 県内で多数の市町が同時に被災した大規模広域災害時については、四国4県の応援協定や、全国知事会の協定等に基づく調整の下で広域支援・受援を行うことになるが、本マニュアルに定める応援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応することとする。
- (4) 本マニュアルに定める諸手続きは、書面による実施を前提としているが、書面を作成するいとまがない場合は、電話等により必要事項を伝達し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- (5) 本マニュアルでは、基本的な応援体制を県地方局・支局毎の市町で組織することとし、県内市町を下記のとおりブロック分けをするものとする。

愛媛県地方局・支局（ブロック）	所管市町
東予地方局	新居浜市、西条市、四国中央市
東予地方局今治支局	今治市、上島町
中予地方局	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
南予地方局	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
南予地方局八幡浜支局	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町

- (6) 県及び市町は、応援要請に関する連絡窓口を、あらかじめ（別記様式）応援要請連絡窓口一覧により定めておくものとする。
- (7) 本マニュアルと内容が重なる個別の協定、要領、計画等がある場合は、本マニュアルの内容によりその効力を妨げないものとする。

## 第2章 応援要請等の手続

### (1) 被災市町の所属するブロック内の市町が、県を通して応援する場合

被災市町に、被災市町を所管する愛媛県地方局(支局)(以下「県地方局等」という。)から連絡員が派遣されている場合、県地方局等と被災市町とのやりとりは、原則連絡員を通して行うこととする。

#### ■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書(様式第1号)及び応援要請(計画)内訳書を、県本庁(被災市町を所管する県地方局等を経由)に提出するものとする。

#### ■手順2 応援市町の調整(県地方局等→市町)

県地方局等は、県本庁への報告後、速やかに応援要請のあった被災市町以外のブロック内の市町の被害状況等を確認の上、応援調整書(様式第5号)を送付し、応援実施の検討を依頼する。なお送付に際しては、被災市町から提出を受けた応援要請書(様式第1号)及び応援要請(計画)内訳書を添付するものとする。

#### ■手順3 応援市町の調整(市町→県地方局等)

手順2による依頼を受けた市町は、応援調整回答書(様式第6号)及び応援要請(計画)内訳書により、応援の可否及び内容を県地方局等に回答するものとする。その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式を添付して回答するものとする。

#### ■手順4 応援市町の決定

手順3による回答を受けた県地方局等は、速やかにその内容を県本庁に報告し、応援可能な市町及び応援内容を協議した上で、県本庁が応援市町を決定するものとする。

#### ■手順5 応援市町への応援要請

県本庁は、手順4により応援市町と応援内容を決定し次第、応援実施要請書(様式第7号)及び応援要請(計画)内訳書を応援市町に送付し、被災市町に対する応援要請を行うものとする。

その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式で要請するものとする。

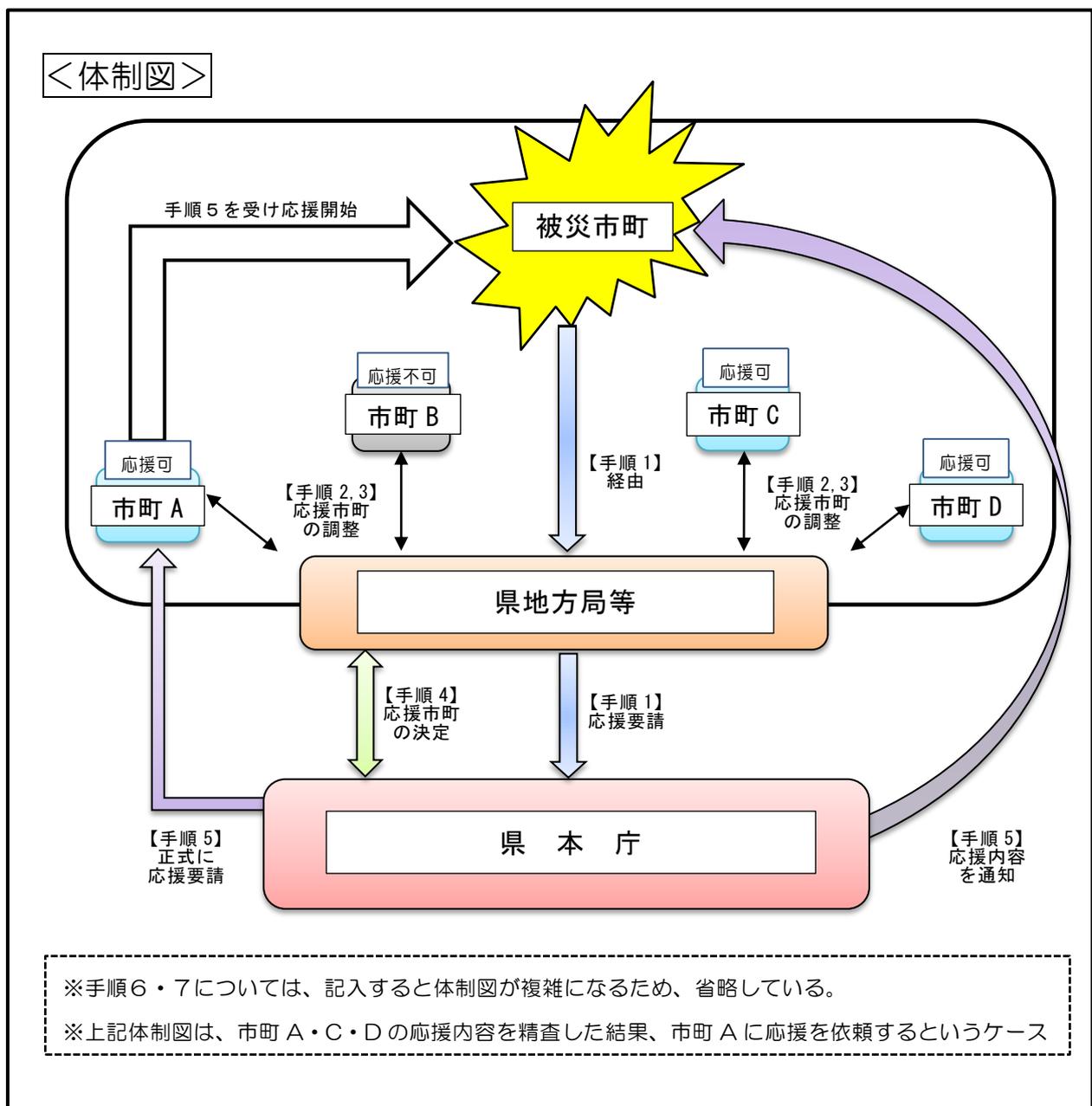
また、県本庁は上記の要請を行った後、速やかに応援通知書(様式第2号)及び応援要請(計画)内訳書を被災市町に送付し、応援内容等を通知するものとする。

## ■手順6 応援活動の報告

応援を行った市町は、応援活動報告書（様式第8号）を被災市町及び県本庁（被災市町を所管する県地方局等を経由）に提出し、応援した内容等を報告するものとする。

## ■手順7 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。



## (2) 被災市町の所属するブロック以外の市町が、県を通して応援する場合

被災市町に、被災市町を所管する県地方局等から連絡員が派遣されている場合、県地方局等と被災市町とのやりとりは、原則連絡員を通して行うこととする。

### ■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を、県本庁（被災市町を所管する県地方局等を経由）に提出するものとする。

### ■手順2 応援市町の調整（県地方局等→市町）

県地方局等は、県本庁への報告後、速やかに応援要請のあった被災市町以外のブロック内の市町の被害状況等を確認の上、応援調整書（様式第5号）を送付し、応援実施の検討を依頼する。なお送付に際しては、被災市町から提出を受けた応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を添付するものとする。

また、県地方局等は、応援が可能な市町を確認した上で、ブロック内での応援が不可能又は不十分であると判断した場合、他ブロックの市町による応援を調整するよう、県本庁に要請する。その際、県地方局等は、不足する応援内容を応援要請（計画）内訳書に記入し、県本庁に報告するものとする。

### ■手順3 他ブロックの市町への応援調整依頼

手順2による報告を受けた県本庁は、他ブロックを所管する県地方局等に連絡し、当該ブロック内の市町の応援の可否を確認するよう指示するものとする。その際、手順1で提供された応援要請書（様式第1号）及び手順2で提出された応援要請（計画）内訳書を送付するものとする。

### ■手順4 他ブロックの市町への応援調整

手順3による指示を受けた県地方局等は、速やかにブロック内の市町の被害等の有無を確認の上、応援調整書（様式第5号）をブロック内の市町に送付し、応援の可否を依頼するものとする。その際、手順3で提供を受けた応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を添付するものとする。

### ■手順5 応援市町の調整（市町→県地方局等）

手順4による依頼を受けた市町は、応援調整回答書（様式第6号）及び応援要請（計画）内訳書により、応援の可否及び内容を県地方局等に回答するものとする。その際、応援要請（計画）内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式を添付し回答するものとする。

## ■手順6 応援市町の決定

手順5による回答を受けた県地方局等は、速やかにその内容を県本庁に報告し、応援可能な市町及び応援内容を協議した上で、県本庁が応援市町を決定するものとする。

決定した内容は、県本庁から、被災市町を所管する県地方局等に情報提供するものとする。

## ■手順7 応援市町への応援要請

県本庁は、手順6により、応援市町と応援内容を決定し次第、応援実施要請書（様式第7号）及び応援要請（計画）内訳書を応援市町に送付し、要請を行うものとする。

その際、応援要請（計画）内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式で要請するものとする。

また、県本庁は上記の要請を行った後、速やかに、応援通知書（様式第2号）及び応援要請（計画）内訳書を被災市町に送付し、応援内容等を通知するものとする。

## ■手順8 応援活動の報告

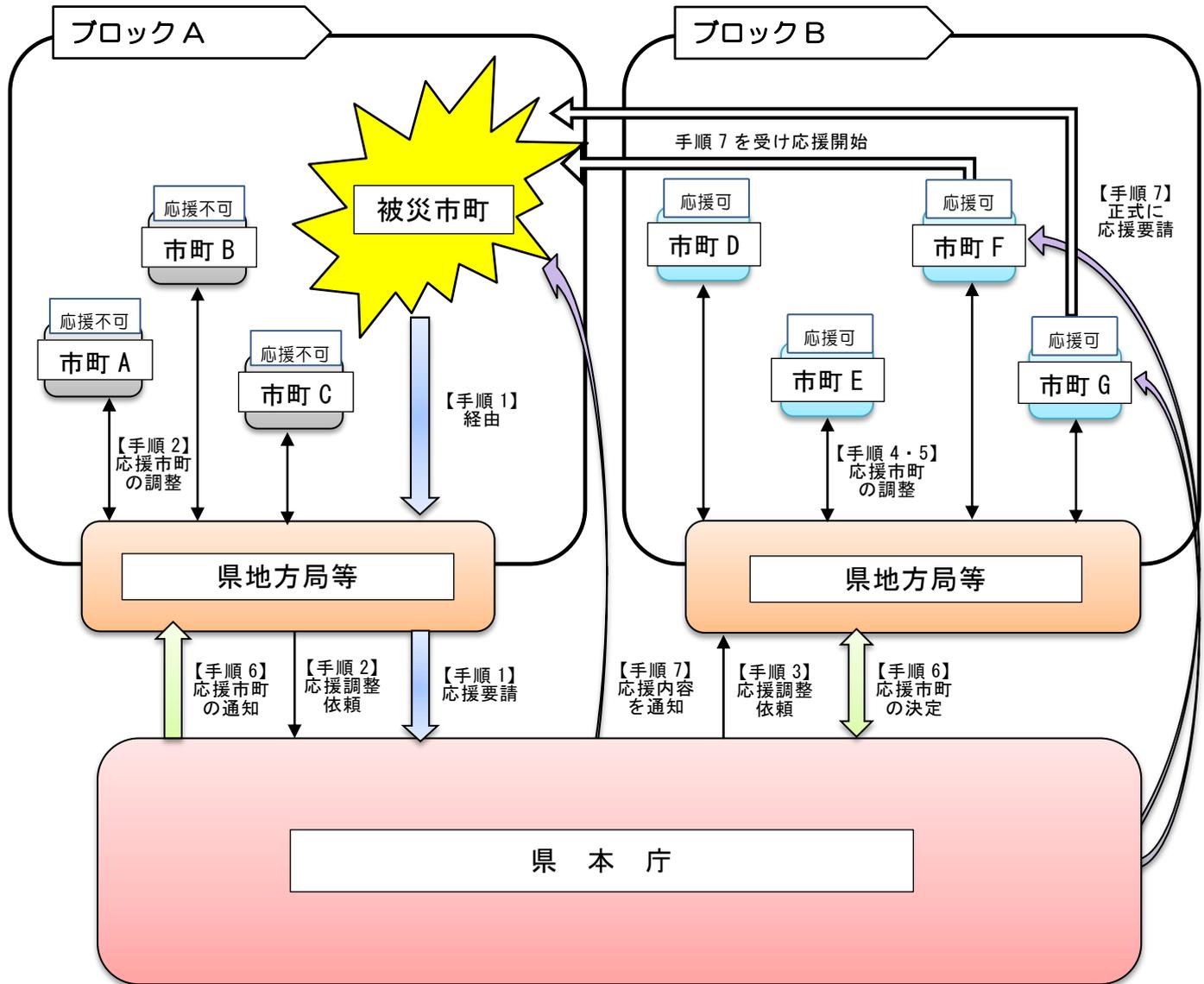
応援を行った市町は、応援活動報告書（様式第8号）を被災市町及び県本庁（応援市町を所管する県地方局等を經由）に提出し、応援した内容等を報告するものとする。

また、県本庁は、被災市町を所管する地方局等に写しを送付するものとする。

## ■手順9 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図>



※手順8・9については、記入すると体制図が複雑になるため、省略している。  
 ※上記体制図は、ブロック A 内の市町が応援できないため、ブロック B の市町に応援要請を行い、応援内容を精査した結果、市町 F、G に応援を依頼するというケース

### (3) 被災市町を所管する地方局等が被災し、調整を行うことができない場合

手順3において被災市町が所属するブロック内の市町の応援では対応が不可能又は不十分と判断した場合は、(2)の手順の3以降の手順を踏襲するものとする。

#### ■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書(様式第1号)及び応援要請(計画)内訳書を県本庁に提出し、要請するものとする。

#### ■手順2 応援市町の調整(県本庁→市町)

県本庁は、速やかに応援要請のあった被災市町以外のブロック内の市町の被害状況等を確認の上、応援調整書(様式第5号)を送付し、応援実施の検討を依頼する。なお送付に際しては、被災市町から提出を受けた応援要請書(様式第1号)及び応援要請(計画)内訳書を添付するものとする。

#### ■手順3 応援市町の調整(市町→県本庁)

手順2による依頼を受けた市町は、応援調整回答書(様式第6号)及び応援要請(計画)内訳書により、応援の可否及び内容を県本庁に回答するものとする。

その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式を添付し回答するものとする。

#### ■手順4 応援市町の決定及び応援市町への応援要請

手順3による回答を受けた県本庁は、速やかに、応援可能な市町及び応援内容を決定し、応援実施要請書(様式第7号)及び応援要請(計画)内訳書を応援市町に送付し、要請を行うものとする。その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式で要請するものとする。

また、県本庁は上記の要請を行った後、速やかに応援通知書(様式第2号)を被災市町に送付し、応援内容等を通知するものとする。

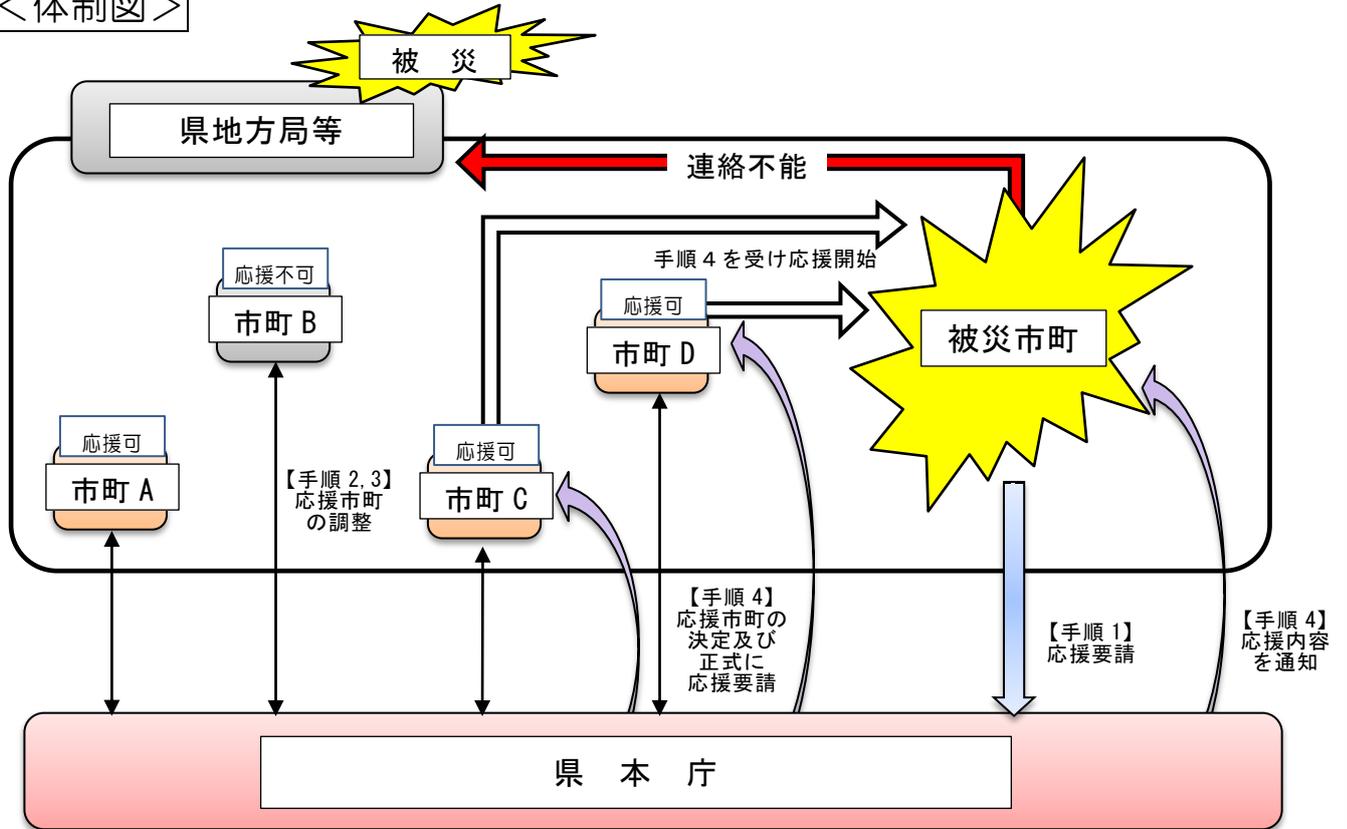
#### ■手順5 応援活動の報告

応援を行った市町は、応援活動報告書(様式第8号)を被災市町及び県本庁(応援市町を所管する県地方局等を経由)に提出し、応援した内容等を報告するものとする。

#### ■手順6 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書(様式第9号)により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図>



※手順5・6については、記入すると体制図が複雑になるため、省略している。

※上記体制図は、被災市町を所管する地方局等が被災したため、県本庁が応援市町の調整を行ったケース

#### (4) 被災市町からの要請を待たず、県が調整を行い、応援する場合

以下の手順は、被災市町との通信が断絶しており、愛媛県災害時情報収集職員派遣要領に基づき、被災市町を所管する県地方局等から、被災市町に連絡員が派遣されていることを前提とする。また、手順3において被災市町が所属するブロック内の市町の応援では対応が不可能又は不十分と判断した場合は、(2)の手順3以降の手順を踏襲するものとする。

##### ■手順1 連絡員の要請事項調査

県地方局等は、派遣した連絡員から被災市町の情報を収集し、被災市町への応援の要否を確認し、応援が必要であると判断した場合は、連絡員に応援要請(計画)内訳書を作成させ、県本庁(被災市町を所管する県地方局等を経由)に報告するものとする。

##### ■手順2 県本庁から県地方局等への応援調整指示

手順1による報告を受けた県本庁は、県地方局等にブロック内の市町に応援調整を行うよう、指示するものとする。

##### ■手順3 応援市町の調整(県地方局等→市町)

手順2の指示を受けた県地方局等は、速やかにブロック内の市町の被害状況等を確認の上、応援調整書(様式第5号)を送付し、応援実施の検討を依頼する。なお送付に際しては、被災市町から提出を受けた応援要請書(様式第1号)及び応援要請(計画)内訳書を添付するものとする。

##### ■手順4 応援市町の調整(市町→県地方局等)

手順3による依頼を受けた市町は、応援調整回答書(様式第6号)及び応援要請(計画)内訳書により、応援の可否及び内容を県地方局等に回答するものとする。その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式を添付し回答するものとする。

##### ■手順5 応援市町の決定

手順4による回答を受けた県地方局等は、速やかに、その内容を県本庁に報告し、応援可能な市町及び応援内容を協議し、県本庁が応援市町を決定するものとする。

##### ■手順6 応援市町への応援要請

県本庁は、手順5により応援市町と応援内容を決定し次第、応援実施要請書(様式第7号)及び応援要請(計画)内訳書を応援市町に送付して要請を行い、地方局等は、派遣している連絡員を経由し、被災市町に応援要請(計画)内訳書を送付するものとする。その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式で要請するものとする。

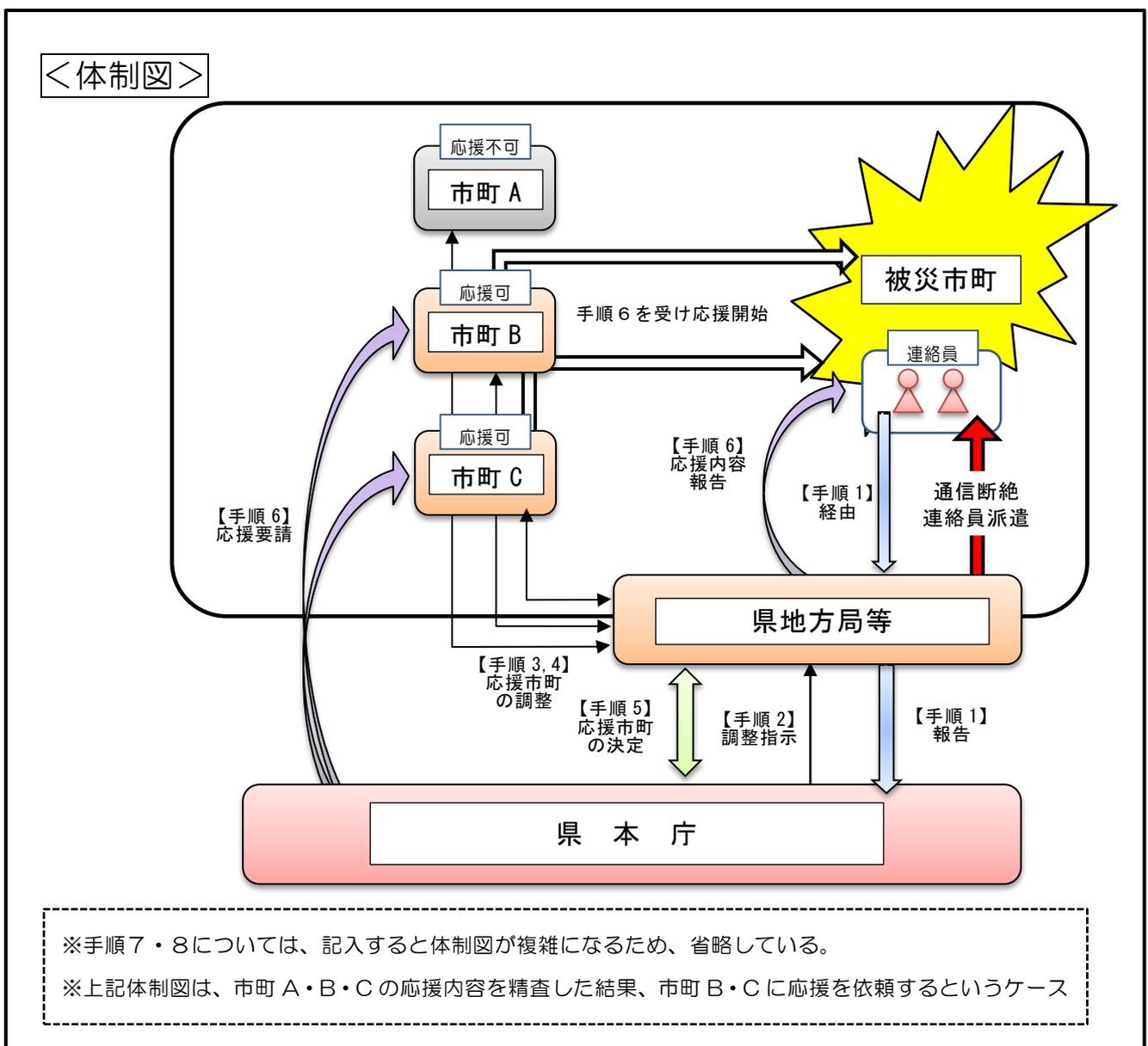
## ■手順7 応援活動の報告

応援を行った市町は、応援活動報告書（様式第8号）を被災市町及び県本庁（応援市町を所管する県地方局等を経由）に報告するものとする。

なお、被災市町が所属するブロック以外の市町に応援要請を行った場合、県本庁は、被災市町を所管する地方局等に写しを送付するものとする。

## ■手順8 応援経費の請求手続

応援市町は、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。



## **(5) 被災市町が県を通さず、他の市町に応援要請し、市町が直接応援する場合**

### **■手順1 被災市町からの応援要請**

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を、要請先の市町に提出し要請するものとする。なお、事後において被災市町は、応援要請報告書（様式第3号）を県本庁（応援市町を所管する県地方局等を經由）に提出するものとする。

なお、被災市町が所属するブロック以外の市町に応援要請を行った場合は、上記の報告を受けた県本庁から、応援市町が所属する地方局等に連絡するものとする。

### **■手順2 応援市町から被災市町への通知**

応援要請を受けた市町は、応援が可能な場合、応援通知書（様式第2号）及び応援要請（計画）内訳書を被災市町に送付し、応援内容等を通知するものとする。

### **■手順3 応援活動の報告**

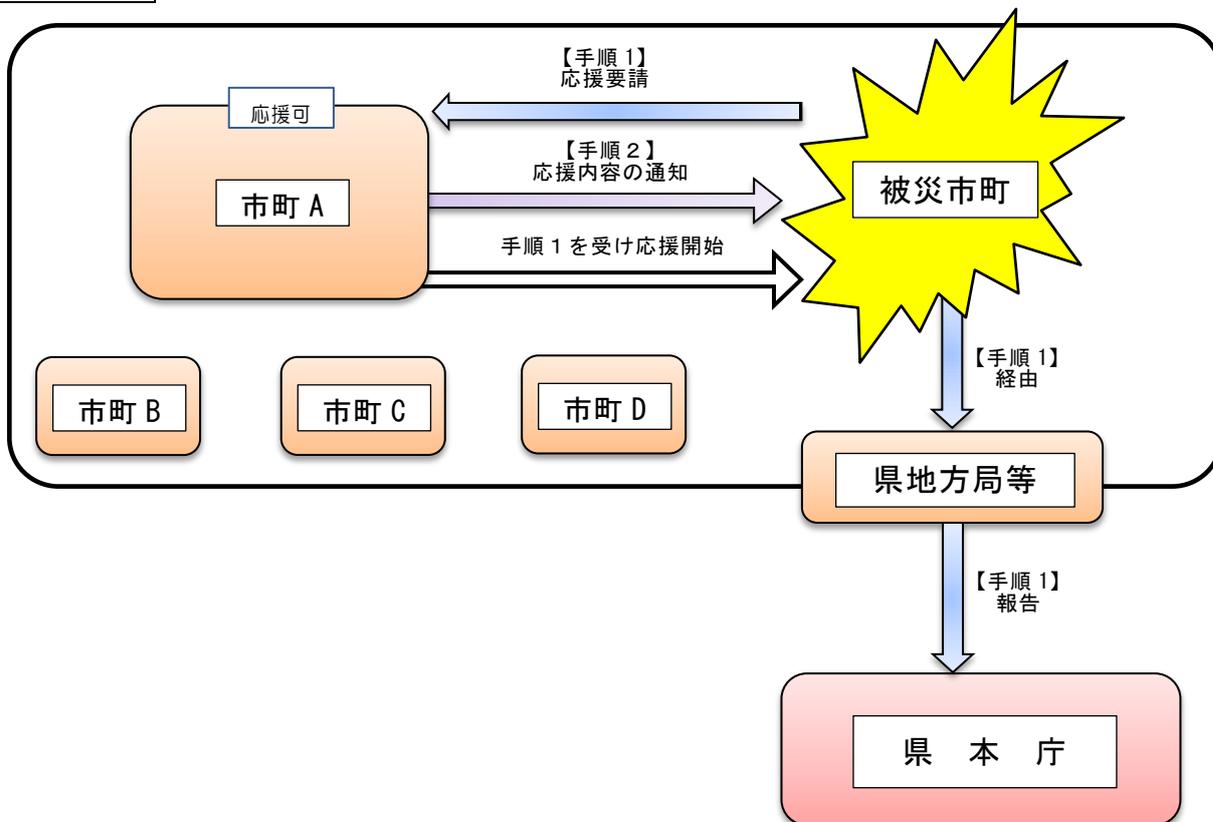
応援を行った市町は、応援活動報告書（様式第8号）を被災市町及び県本庁（応援市町を所管する県地方局等を經由）に提出し、応援した内容等を報告するものとする。

なお、被災市町が所属するブロック以外の市町に応援要請を行った場合は、県本庁は、被災市町を所管する地方局等に写しを送付するものとする。

### **■手順4 応援経費の請求手続**

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図>



※手順 3・4については、記入すると体制図が複雑になるため、省略している。  
※上記体制図は、被災市町が同一ブロック内の市町 A に応援要請を行った場合のケース

## (6) 被災市町からの応援要請を待たず、市町が直接応援する場合

本ケースについては、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、更に、地方局等も被災するなど、連絡員の派遣等地方局等としての機能が停止している場合等に適用されるものとする。

### ■手順1 応援市町による連絡員の派遣

応援市町は、被災市町の被害状況やニーズ調査のため、被災市町に連絡員を派遣するものとする。

### ■手順2 連絡員の要請事項調査

手順1により、被災市町のニーズを把握した応援市町は、実施可能な応援内容を確認し、応援を行うものとする。その際には、応援実施通知書（様式第4号）を県本庁へ提出するものとする。

また、応援市町が被災市町と異なるブロックに所属している場合、県本庁は、被災市町が所属するブロックの県地方局等に写しを送付するものとする。

### ■手順3 応援活動の報告

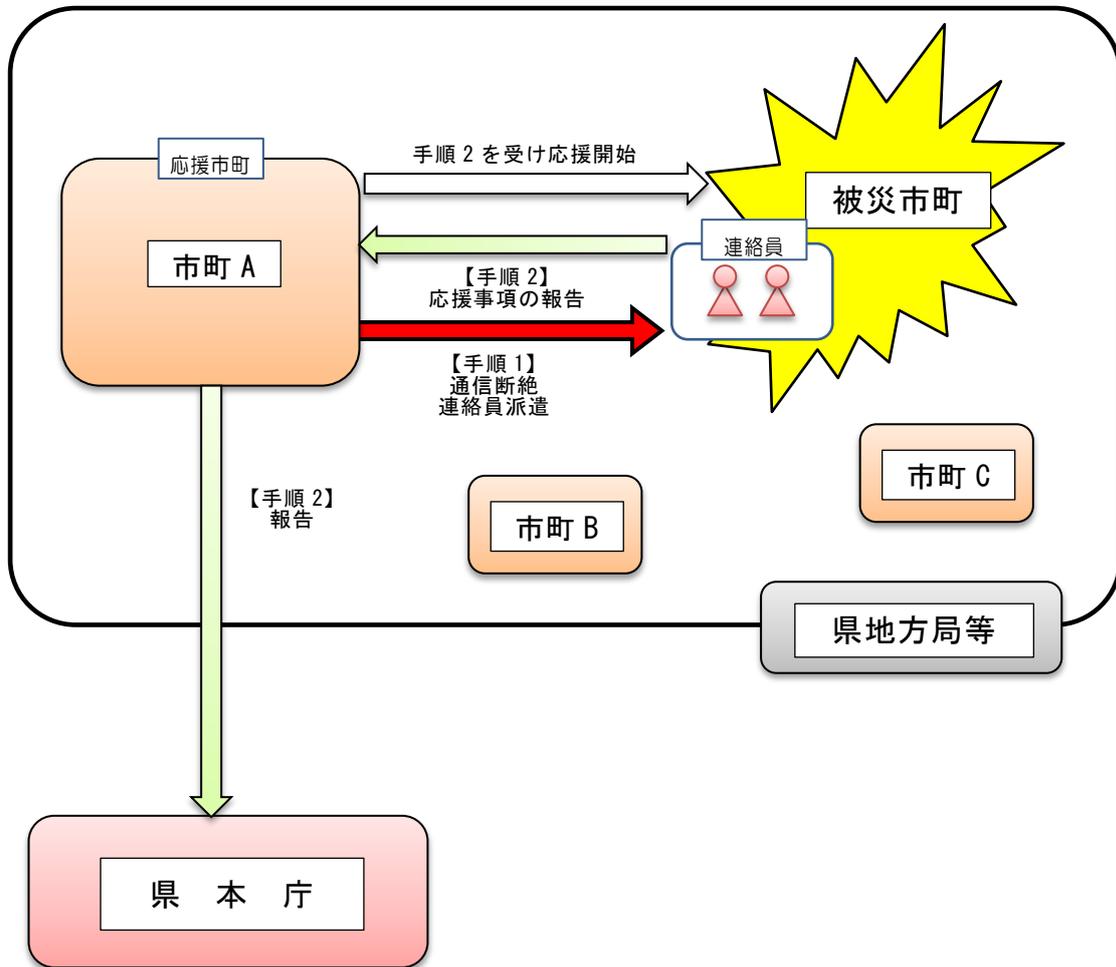
応援を行った市町は、応援活動報告書（様式第8号）を被災市町及び県本庁（応援市町を所管する県地方局等を經由）に提出し、応援した内容等を報告するものとする。

なお、被災市町が所属するブロック以外の市町に応援要請を行った場合は、県本庁は、被災市町を所管する地方局等に写しを送付するものとする。

### ■手順4 応援経費の請求手続

応援市町は、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書（様式第9号）を被災市町に提出し、費用の請求を行うものとする。

<体制図>



※手順 3・4 については、記入すると体制図が複雑になるため、省略している。

※上記体制図は、市町 A が被災市町の応援を独自に行った場合のケース

（知事名又は要請先市町長名）

（被災市町長名）

### 応 援 要 請 書

災害時における愛媛縣市町相互応援に関する協定第3条第1項又は第2項の規定に基づき、下記のとおり、応援を要請します。

#### 記

- 1 災害の状況
  - （1）災害名等
  - （2）発生日時
  - （3）発生場所
  - （4）被害状況
  - （5）他機関の応援状況
- 2 要請の内容  
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 3 特記事項

【担 当】  
所 属：  
氏 名：  
電 話：  
F A X：

応援要請(計画)内訳書1(物資・資機材の提供)

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町						
愛媛県						
応援市町						

応援要請内訳(被災市町 記入欄)							応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)										
作成日時	必要時期	品目	品目・用途	数量		場所	輸送手段	連絡先 (担当者名 電話/FAX E-mail)	応援 市町名	発送時期	品目	規格	数量		場所	交通 手段	連絡先 (担当者名 電話/FAX E-mail)
				数量	単位								数量	単位			

(注)

- 1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。
- 2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 3 可能な限り内容を明記すること。
- 4 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
- 5 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

### 応援要請(計画)内訳書2(職員派遣)

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町						
愛媛県						
応援市町						

応援要請内訳(被災市町 記入欄)							応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)						
作成日時	職種	活動内容	人数	期間	場所	交通手段	連絡先 〔担当者名 電話番号 FAX E-mail〕	応援 市町名	人員	期間	場所	交通 手段	連絡先 〔担当者名 電話番号 FAX E-mail〕

- (注)
- 1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。
  - 2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
  - 3 可能な限り内容を明記すること。
  - 4 随時更新し提出すること。(充足した人員は削除し、不足している人員のみ記載すること。)
  - 5 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

### 応援要請(計画)内訳書3(その他)

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町						
愛媛県						
応援市町						

応援要請内訳(被災市町 記入欄)					応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)							
作成日時	内容	要請元等	期間	備考	連絡先 〔担当者名 担当部署名 電話/FAX E-mail〕	応援 市町名	発送時期	内容	受入先等	期間	備考	連絡先 〔担当者名 担当部署名 電話/FAX E-mail〕

(注)

- 1 可能な限り内容を明記すること。
- 2 随時更新し提出すること。(充足した内容は削除し、不足している内容のみ記載すること。)
- 3 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

（被災市町長名）

（知事名又は要請先の市町長名）

### 応 援 通 知 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で要請された応援については、下記のとおり実施することとしたので通知します。

#### 記

- 1 応援実施市町名（県が調整した場合）
- 2 応援の内容  
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 3 特記事項

#### 【担 当】

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

（知事名）

（被災市町長名）

応 援 要 請 報 告 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、市（町）に対し、別添のとおり、応援要請を行いましたので、報告します。

【担 当】

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

注 被災市町からの応援要請書（様式第1号）及び別記応援要請（計画）内訳書を添付する。

（知事名）

（応援市町長名）

応 援 実 施 通 知 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第3項の規定に基づく応援を実施いたしますので、同条第4項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 応援の内容  
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
  
- 2 特記事項

【担 当】

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

（調整先市町長名）

（知事名、地方局長名又は支局長名）

応 援 調 整 書

市（町）から、別添のとおり、災害時における愛媛縣市町相互応援に関する協定第 3 条第 1 項の規定に基づく応援の要請があったので、同協定第 4 条第 1 項の規定により、応援の実施の可否を照会しますので、至急回答願います。

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

注 被災市町からの応援要請書（様式第 1 号）及び別記応援要請（計画）内訳書を添付する。

（知事名）

（調整先市町長名）

### 応 援 調 整 回 答 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第 4 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で照会のあった応援については、下記の内容で実施することが可能です。

#### 記

- 1 応援可能の内容  
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 2 特記事項

#### 【担 当】

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第 1 号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

（要請先市町長名）

（知事名）

応 援 実 施 要 請 書

年 月 日付け 第 号で 市（町）から要請のあった応援については、災害時における愛媛縣市町相互応援に関する協定第4条第1項の規定により、貴市（町）に対して応援の実施を要請します。

記

- 1 要請及び応援の内容  
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 2 特記事項

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

（知事名又は被災市町長名）

（応援市町長名）

### 応 援 活 動 報 告 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり、応援を実施しましたので、報告します。

#### 記

- 1 要請の受理日
- 2 応援活動場所
- 3 応援活動期間
- 4 応援活動組織等（指揮者・人員・車両等）
- 5 応援活動の内容
- 6 使用器材及び消費物品等
- 7 特記事項

【担 当】  
所 属：  
氏 名：  
電 話：  
F A X：

（被災市町長名）

（応援市町長名）

応 援 経 費 請 求 書

災害時における愛媛縣市町相互応援に関する協定に基づき、応援を実施しましたので、下記のとおり、応援経費を請求します。

記

経費区分	請求金額（円）	積算根拠
協定第2条第1号及び第2号に係るもの		
購入費		
輸送費		
協定第2条第3号に係るもの		
借上料		
燃料費		
輸送費		
維持管理費		
修理費		
協定第2条第4号に係るもの		
旅費		
諸手当		
協定第2条第5号に係るもの		
借上料		
協定第2条第6号及び第7号に係るもの		
実施に要した経費		
合 計		

注 この表は、必要に応じて、適宜修正できるものとする。

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

(別記様式)

## 応援要請連絡窓口 一覧

応援要請窓口		連絡先		
県本庁		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
県地方局等	東予地方局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	東予地方局 今治支局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	中予地方局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	南予地方局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
南予地方局 八幡浜支局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
	担当者名	時間外連絡先	E-mail	
市町	松山市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	今治市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	宇和島市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	八幡浜市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	新居浜市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail

応援要請窓口			連絡先		
市町	西条市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	大洲市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	伊予市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	四国中央市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
西予市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
東温市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
上島町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
久万高原町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
松前町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
砥部町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
内子町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	

応援要請窓口			連絡先		
市 町	伊方町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	松野町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	鬼北町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
愛南町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	

## 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
  - (3) 応援を求める期間及び場所
  - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。
- 3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

- 2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

(経費の負担等)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県知事	中村 時広
松山市長	野志 克仁
今治市長	菅 良二
宇和島市長	石橋 寛久
八幡浜市長	大城 一郎
新居浜市長	石川 勝行
西条市長	青野 勝
大洲市長	清水 裕
伊予市長	武智 邦典
四国中央市長	篠原 実
西予市長	三好 幹二
東温市長	高須賀 功
上島町長	上村 俊之
久万高原町長	高野 宗城
松前町長	岡本 靖
砥部町長	佐川 秀紀
内子町長	稲本 隆壽
伊方町長	山下 和彦
松野町長	阪本 壽明
鬼北町長	甲岡 秀文
愛南町長	清水 雅文

別 紙

応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難しいときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

## 愛媛県災害時情報収集職員派遣要領

### (目的)

- 第1条 この要領は、愛媛県災害対策本部要綱第11条に基づき、被災した市町（以下、「被災市町」という）の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、愛媛県災害対策本部等に報告するため、地方本部又は支部（以下「地方本部等」という。）から被災市町へ情報収集職員（以下「連絡員」という。）を派遣する際に必要な事項を定める。
- 2 この要領は、訓練結果や最新の知見等を踏まえ、必要に応じて変更するものとする。

### (派遣先)

- 第2条 連絡員の派遣先は、被災市町の災害対策本部とする。

### (活動範囲)

- 第3条 連絡員の活動範囲は、地方本部等から派遣される被災市町の災害対策本部までの経路及び被災市町内とする。

### (活動内容)

- 第4条 連絡員の活動内容は、次のとおりとする。
- (1) 地方本部等から被災市町までの経路における被害情報の収集及び報告。
  - (2) 被災市町における被害情報の収集及び報告。
  - (3) 被災市町からの要請事項等の伝達及び調整。
  - (4) 活動終了後、地方本部長に対する活動記録の提出。

### (指名及び報告)

- 第5条 連絡員は、地方本部長が、年度当初、市町ごとに派遣順位を決め、複数名指名する。
- 2 地方本部長は、連絡員を指名したときは、速やかに連絡員指名者名簿（様式第1号）より統括司令部副統括司令（防災安全統括部長）に報告する。

### (班の編成)

- 第6条 連絡員は、安全面等を考慮し、2名を1班として派遣する。
- 2 班は、交替で派遣することも想定し、市町ごとに2班以上編成する。

### (派遣基準)

- 第7条 連絡員の派遣基準は、次のとおりとする。
- (1) 所管する市町から、連絡員の派遣要請があった場合。
  - (2) 所管する市町との連絡が途絶し、被災したことが明らかな場合。
  - (3) 前2号に定める場合のほか、連絡員の派遣が必要であると地方本部長が認めた

場合。

(派遣期間)

第8条 連絡員の派遣期間は、原則3日間以内とする。

2 引き続き、派遣が必要な場合は、交替で班を派遣することとする。なお、交替に際しては、派遣先において引継ぎを行う。

(地方本部等の活動)

第9条 地方本部等では、連絡員を派遣した時は、次の業務を行う。

- (1) 派遣した連絡員の活動の把握及び必要な支援。
- (2) 派遣した連絡員からの現地情報等の収集・分析及び必要な措置の実施。
- (3) 統括司令部や関係機関等への報告。

(訓練)

第10条 地方本部等では、連絡員の円滑な派遣等を図るため、訓練の実施に努める。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、連絡員の派遣に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年度情報収集職員指名者名簿

地方局名	
------	--

派遣市町名	派遣順位	所属	職	氏名	年齢	住所	連絡先 (携帯電話等)	備考
	1							
	2							
	1							
	2							
	1							
	2							
	1							
	2							
	1							
	2							

### 17-3 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

(情報の共有)

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

(広域応援の種類等)

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 試験検査等の実施その他の役務の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大二郎

## 17-4 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援の要請及び実施の手続等)

第2条 広域応援の要請及び実施の手続等については、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル」(平成27年11月策定)に定めるところによる。

(広域応援の経費の負担等)

第3条 広域応援に要する経費の負担等については、協定第7条に定めるところによるほか、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における広域応援に要する経費については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第165条に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定による職員の派遣の経費の負担等については、同法に定めるところによる。

(資料の内容等)

第4条 協定第9条に定める広域応援活動に必要な資料のうち、災害応急活動に必要な資料については、次のとおりとし、その内容に重要な変更があったときは、その都度その内容を通知するものとする。

- (1) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (2) 食料及び生活必需品の備蓄状況
- (3) 備蓄倉庫の所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(訓練)

第5条 協定第10条の規定による応急対策等に関する訓練を実施するに当たっては、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、この実施細目に定める広域応援要請等の演習を盛り込むよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、四国4県が協議して別に定める。

附 則

- 1 この実施細目は、平成27年11月25日から施行する。
- 2 平成19年2月5日に締結した「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目」は、これを廃止する。

この実施細目を締結したことを証するため、本書4通を作成し、各県の危機管理を統括する職の者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月25日

徳島県危機管理部長

黒石 康夫

香川県危機管理総局長

泉川 雅俊

愛媛県防災安全統括部長

岡田 清隆

高知県危機管理部長

野々村 毅

## 別紙

### 応援経費の負担等基準

#### 1 職員の派遣に要する経費の負担等

協定第5条第1項第3号の規定による職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援を行う県が定める規定により算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた県の負担とする。

ウ 職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償責任を負う。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

#### 2 経費の一時繰替え支弁等

(1) 応援をした県は、協定第7条第2項の規定により応援に要する経費を一時繰替え支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた県に請求する。

応援の区分	経費
協定第5条第1項第1号の物資の提供に係るもの	購入費及び輸送料
協定第5条第1項第1号の資機材の提供に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、破損費及び故障が生じた場合の修理費
協定第5条第1項第2号の施設の使用に係るもの	借上料
協定第5条第1項第2号の設備及び機器の使用又は貸与に係るもの	輸送費及び故障が生じた場合の修理費
協定第5条第1項第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費

協定第5条第1項第4号の試験検査等の実施に係るもの	実施に要した経費
協定第5条第1項第5号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援した県の知事名による請求書により、連絡担当部局を經由して応援を受けた県の知事に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。